

第 16 回 HPKI 専門家会議 CP 改定論点

1. 誤植について

前回改定の際に追記した改定履歴に誤植があったため、修正する。

CP (署名用)

(改定履歴抜粋)

4.2.1 本人性及び資格確認

2. 国家資格を有する者への証明書発行

(1) 持参もしくは交付時に本人が出頭する場合

国家資格を有する者が国家資格情報を含んだ証明書を申請する場合は、官公庁の発行した国家資格を証明する書類の「原本」又はコピーの適当な空欄に実印を捺印して印鑑登録証明書を添えて提示することとなっているが、資格原本を保有する国家資格発行・管理期間機関又はそれに相当する台帳を公的に備えた機関に資格保有の確認を実施する規定が CPS に有る場合、国家資格免許証等のコピーへの実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略する規定を加えた。

官公庁の発行した国家資格を証明する書類の「原本」又はコピーの適当な空欄に実印を捺印して印鑑登録証明書を添えて提示することとなっているが、資格原本を保有する国家資格発行・管理期間機関又はそれに相当する台帳を公的に備えた機関に資格保有の確認を実施する規定が CPS に有る場合、国家資格免許証等のコピーへの実印の捺印及び印鑑登録証明書の提出を省略する規定を加えた。

2. 職種名の英語の綴りの誤りについて

証明書ポリシーには、実際に証明書に記述する資格名の英語表記の表が記載されている。

今般、一部資格の英語表記に誤りがあり、該当の資格については発行実績が無く発行済み証明書への影響も無いため、英語表記を正しく修正する。

CP (署名用・認証 (人) 用)

HPKI 資格名テーブル (codeDataFreeText の定義)

'~~Prosthetics & Orthetic~~ Prosthetist and Orthotist' | 義肢装具士

'~~Artificial Limb Fitter~~ Judo Therapist' | 柔道整復師

3. 公認心理師の追加

現在 HPKI は証明書ポリシーに記載されている保健医療系資格 26 職種の発行が可能となっている。公認心理師については、心理に関する資格として、平成 27 年 9 月 9 日に公認心理

師法が成立し、平成 29 年 9 月 15 日に施行された。

については、公認心理師も保健医療系資格として HPKI 証明書を発行できるように MEDIS 認証局に確認の上、証明書ポリシーに記載する。

CP (署名用・認証 (人) 用)

HPKI 資格名テーブル (codeDataFreeText の定義)

'Certified Public Psychologist' | 公認心理師

4. 押印省略

証明書ポリシーにおける押印に関する手続きについて、紙の場合に印鑑登録証明を求めている手続きで押印を求めている手続きが存在した。本手続きについて、押印を省略し、案の通りに改定できないか。

○ 手続きの概要

医療機関等の管理者の証明書の申請時に、当該医療機関が中央官庁・地方公共団体の運営する組織の場合に、自身の所属する組織の実在性の立証のために提出する書類

現在の記載

署名用 P.15 3.2.2 組織の認証 中央官庁/地方公共団体の運営する組織の場合

認証用 (人) P.14 3.2.2 組織の認証 中央官庁/地方公共団体の運営する組織の場合

組織が公的機関の場合には、認証局の定める書類に公印規則に定められた公印を捺印したもの、もしくは法人組織の場合と同様の書類を提出することによって実在性を立証する。

なお、立証の際に提出する書類には、申請時点において組織の管理者である者の氏名を記載しなくてはならない。

改定案

登記事項証明書、保険医療機関等の開設時に提出した開設届の副本のコピー、保険医療機関等の指定を受けた際に地方厚生局より発行された指定通知書のコピーなど公的機関から発行若しくは受領した証明書、各法等で掲示を求められているもの※のコピー若しくはそれらに順ずる書類のいずれかを提出することによって組織の実在性を立証する。

なお、指定通知書のコピーを提出した場合は、実在性及び保険医療機関等であることの立証が同時になされたものとするが、それ以外の証明書等で実在性を立証した場合、診療報酬の支払後、審査支払機関から発行される直近 3 カ月以内の支払通知書のコピーなど保険医療機関等であることを証明する書類の提出を必須とする。

また、これらの立証の際に用いる各種書類には、申請時点において組織の管理者である者の氏名が記載されていなくてはならない。

理由

組織の認証については、「法人組織の場合」「個人事業者の場合」「中央官庁/地方公共団体の運営する組織の場合」「電子証明書を利用する場合」のそれぞれの場合の組織の実在性を確認する方法を規定している。

このうち、「法人組織の場合」「個人事業者の場合」については、ほぼ同様の記載がされているが、「中央官庁/地方公共団体の運営する組織の場合」のみ公印の捺印を求めている。

公的病院であっても、法人組織の場合と同様の方法で組織の実在性を確認できると考えられるため、「法人組織の場合」と同じ記載に改定したい。

5. 有効期限

今後 JPKI と HPKI を共存させて双方の普及を目指すに当たり、JPKI と HPKI で可能なところから平仄を取るという面から HPKI の有効期限の項目に関して下記の通り改定してよろしいか。

なお、この改定を実施したとしても、既存認証局の現行の運用に影響はございません。

現在の記載

6.3.2 公開鍵証明書の有効期間と鍵ペアの使用期間

CA 公開鍵証明書の有効期間は 20 年を越えないものとし、その私有鍵の使用は 10 年を越えないものとする。

エンドエンティティの加入者の公開鍵証明書の有効期間は 5 年を越えないものとし、その私有鍵の使用は公開鍵証明書の有効期限の 1 ヶ月前を越えないものとする。

改定案

6.3.2 公開鍵証明書の有効期間と鍵ペアの使用期間

CA 公開鍵証明書の有効期間は 20 年を越えないものとし、その私有鍵の使用は 10 年を越えないものとする。

エンドエンティティの加入者の公開鍵証明書の有効期限は、発行の日後の加入者の 5 回目（加入者が発行を受けている署名用電子証明書の有効期間が満了する日の前に、CPS で定める更新の期間内に加入者が新たな署名用電子証明書の発行の申請をし、新たな署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては 6 回目）の誕生日とする。

(※) 認証用の場合は「署名用」を「認証用」とする。

参考

3.2.2 組織の認証

保健医療福祉分野 PKI 認証局に医療機関等の管理者の証明書を申請しようとする者は、証明書の交付に先立ち、次のいずれかの方法で自身の所属若しくは運営する組織の実在性を登録局に立証しなくてはならない。

なお、申請者個人の認証は「3.2.3 個人の認証」に定める方法による。

・ 法人組織の場合

登記事項証明書、保険医療機関等の開設時に提出した開設届の副本のコピー、保険医療機関等の指定を受けた際に地方厚生局より発行された指定通知書のコピーなど公的機関から発行若しくは受領した証明書、各法等で掲示を求められているもの※のコピーのいずれかを提出することによって組織の実在性を立証する。

なお、指定通知書のコピーを提出した場合は、実在性及び保険医療機関等であることの立証が同時になされたものとするが、それ以外の証明書等で実在性を立証した場合、診療報酬の支払後、審査支払機関から発行される直近 3 カ月以内の支払通知書のコピーなど保険医療機関等であることを証明する書類の提出を必須とする。

また、これらの立証の際に用いる各種書類には、申請時点において組織の管理者である者の氏名が記載されていなくてはならない。

・ 個人事業者の場合

登記事項証明書、保険医療機関等の開設時に提出した開設届の副本のコピー、保険医療機関等の指定を受けた際に地方厚生局より発行された指定通知書のコピーなど公的機関から発行若しくは受領した証明書、各法等で掲示を求められているもの※のコピー 若しくはそれらに順ずる書類のいずれかを提出することによって組織の実在性を立証する。

なお、指定通知書のコピーを提出した場合は、実在性及び保険医療機関等であることの立証が同時になされたものとするが、それ以外の証明書等で実在性を立証した場合、診療報酬の支払後、審査支払機関から発行される直近 3 カ月以内の支払通知書のコピーなど保険医療機関等であることを証明する書類の提出を必須とする。

また、これらの立証の際に用いる各種書類には、申請時点において組織の管理者である者の氏名が記載されていなくてはならない。

・ 中央官庁/地方公共団体の運営する組織の場合

組織が公的機関の場合には、認証局の定める書類に公印規則に定められた公印を捺印したもの、もしくは法人組織の場合と同様の書類を提出することによって実在性を立証する。

なお、立証の際に提出する書類には、申請時点において組織の管理者である者の氏名を記載しなくてはならない。

※ 「各法等で掲示を求められているもの」とは、以下のようなものを指す。

- ・ 医療法 第 14 条の 2 (院内掲示義務)
- ・ 薬事法施行規則 第 3 条 (許可証の掲示)

・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 32 条及びその準用条項（揭示）

・ 電子証明書を用いる場合

前述の組織の運営区分に係わらず、保健医療福祉分野 PKI 認証局が発行する管理者向け電子署名用証明書を用いた電子署名もしくは商業登記認証局が発行する電子証明書を用いた電子署名により、実在性を立証することができる。

この場合、保健医療福祉分野 PKI 認証局が発行する管理者向け電子署名用証明書による電子署名を用いる場合は、同時に保険医療機関等であることの立証がなされたとみですが、商業登記認証局が発行する電子証明書を用いる場合は、別途、指定通知書のコピー、診療報酬の支払後、審査支払機関から発行される直近 3 カ月以内の支払通知書のコピーなど保険医療機関等であることを証明する書類の提出を認証局が定める方法により提出しなくてはならない。

なお、これらの方法を用いる場合でも、立証の際に用いる各種書類には、申請時点において組織の管理者である者の氏名が記載されていなくてはならない。

参考：電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則
13条及び49条（JPKIの有効期限の記載）

（署名用電子証明書の有効期間）

第十三条 法第五条に規定する署名用電子証明書の有効期間は、署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

- 一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該署名用電子証明書の失効を求める旨の申請及び法第三条第一項の規定による新たな署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日
- 二 申請者が利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合にあっては、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日
- 三 当該署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

（利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条 法第二十四条に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間は、利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

- 一 発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の届出及び法第二十二条第一項の規定による新たな利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日
- 二 当該利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日